

## ☆慰謝料・損害賠償関係文書作成サポート業務☆

### ～ご依頼から業務完了までの流れ～

1. メール・FAX等で事件の概要をお知らせ下さい。
2. 疎明資料がある場合は、FAX かメールで送信、または、その内容を具体的にお教え下さい。
3. 折り返し、受任の可否や業務内容の説明などを返信させていただきます。
4. 正式ご依頼の場合には、業務委任契約書と承諾書への署名捺印と着手金のお支払い（振込または来所）をして頂きます。
5. 内容証明の原案を作成し、メールやFAXでご確認して頂きます。
6. 内容証明の発送は、当事務所が行わせて頂きます。
7. 内容証明の原本および配達証明ハガキは、メールまたはFAXで送付させていただきます。
8. 相手方からの連絡などがありましたら、その都度報告致します。
9. 反論書や回答書、示談書など、示談成立までにかかる必要書面の作成は、その都度行います。
10. 示談が成立または解決となりましたら、成功報酬のお支払いをして頂きます。

### ～ 費用 ～

#### 1.着手金

行政書士報酬	32,400 円
郵便料	92 円
内容証明料	1,470 円
書留料・配達証明料	740 円
合計	<b>34,702 円(税込)</b>

※上記は請求相手が1名の場合、枚数5ページ以内の場合の料金です。

※住民票・戸籍附票の取得代行業務の事務手数料は金 16,200 円となります。

#### 2.成果報酬

行政書士報酬 ※減免が得られた場合	<b>成果金額の 10.8% (税込)</b>
----------------------	-------------------------

※成果報酬には、示談成立または慰謝料回収までの、メール相談、及び回答書や反論書・示談書などの作成およびリーガルチェックの費用がすべて含まれます

弊事務所では、「法的な紛争」の状態になっている事案に関する文書作成や相談をお受けすることは出来ません。

ただ、当事者間に示談合意の意思がある場合の、事実経緯の確認や釈明、謝罪文や誓約、提案、回答、および示談書など、将来的なトラブル発生を予防するための文書の作成をサポートします。

なお、その都度、文書作成の報酬が発生するのでは、最終的にいくらかかるのか不明になり、過大な負担をかけるおそれがあるため、弊事務所では、初回に内容証明1通分の作成費用と実費のみを頂き、あとは何度書類を作成しても、その都度の報酬は頂かず、最終的に示談成立ないし解決に至った場合のみ、その減免となった経済的利益の10.8%（最低金32,400円）のみを頂くという方法を採用しております。

## ☆前記の書類作成業務以外の個別業務☆

### 1.住民票の取得代行

郵送による職務上請求 ※作成依頼時全額お支払い	16,200 円 (税込)
郵便代等実費	1,100 円 (1 通あたり)

### 2.示談書作成の協議立ち会い(当事者双方が立ち会いに同意されている場合)

行政書士日当(2時間) ※立会依頼時全額お支払い	32,400 円 (税込)
-----------------------------	---------------

※別途、交通費などの実費をご負担頂きます。

### 3.示談契約公正証書の作成

行政書士報酬 ※ご依頼時全額お支払い	54,000 円 (税込)
-----------------------	---------------

### 2.弁護士紹介(法律相談または交渉・裁判の代理)

無料法律相談 ※正式ご依頼の場合は別途費用がかかります。	0 円 (税込)
---------------------------------	----------

※示談書の条項・条件の修正対応も、追加費用は不要です。

※公正証書の作成は、代理人2名の報酬(日当)も含まれております。

お客様は公証役場に足を運ばれる必要がありません。

※別途、示談金額に応じて公証人の手数料が必要となります。

※その他、弁護士や探偵事務所の無料紹介、などにつきましては、  
お気軽にお問い合わせ下さい。

#### 振込先

銀行名：りそな銀行

支店名：神田支店(276)

預金種別：普通預金

口座番号：1668022

口座名義：弁護士法人法律会計事務所さくらパートナーズ

#### ～ お問い合わせ先 ～

〒101-0033

東京都千代田区神田岩本町1番1

岩本町ビル3階

行政書士事務所 飯田橋総合法務オフィス

TEL：03-5244-4707

FAX：03-6268-9018